

付託事件等審査結果報告

令和元年12月23日

薩摩川内市議会産業建設委員会
委員長 石野田 浩

1 委員会の開催日

12月16日

2 付託事件及び審査結果

- (1) 議案第135号 薩摩川内市甑家畜診療所条例を廃止する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (2) 議案第136号 財産の無償貸付について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (3) 議案第137号 財産の取得について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (4) 議案第138号 川内川かわまちづくり交流拠点施設新築工事請負契約の締結について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (5) 議案第139号 薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (6) 議案第140号 薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (7) 議案第141号 大規模修繕・更新補助川内河口大橋耐震補強（P2）工事請負契約の締結について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (8) 議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (9) 議案第148号 令和元年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (10) 議案第149号 令和元年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (11) 議案第159号 令和元年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(12) 議案第160号 令和元年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(13) 議案第161号 令和元年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(14) 議案第165号 和解するについて

本案については、「和解勧告により甌島館の経営を引き継ぐこととなる利害関係人が、今回のような状況にならないか、確実に営業を継続していけるのかといった懸念はあるが、今後の甌島の観光振興の方向性を考慮すると、この和解勧告を理解することとしたい。二度と同じ事案が起らないよう利害関係人には市の思いを十分訴えるとともに、甌島地域の住民とも十分連携を図りながら、しっかりとした運営がなされることを望む」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、本案の審査においては、岩切市長に出席を求め、慎重に審査を行った。審査における質疑等の概要は次のとおりである。

委員から「甌島館を利害関係人が引き継ぎ、ホテル経営を継続していくことは、この和解勧告において担保されるのか」との質疑に対し、当局から「和解の条項がそのまま担保となる。和解勧告には、建物及び土地の契約書も添付されており、契約書と同等の効力を有する」旨の答弁があった。

また、「被告とのトラブルの原因となった雨漏りについて、利害関係人が雨漏りのために営業が不可能だと判断された場合はどうなるか」との質疑に対し、「利害関係人は、現場も確認されており、営業を引き継げると判断されたと認識している。また、和解勧告には、市が補助金などの経済的な支援は行わないと明記している」旨の答弁があった。

また、被告が行った工事内容の現場確認の方法に関して質疑があり、「被告から提出された資料に基づき、現地において、建物調査を委託した公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センターの職員と市の職員が2回確認を行っている」旨の答弁があった。

さらに、「和解条項の中の利害関係人は、どのような経緯で裁判所から提案されることになったのか」との質疑に対し、「同業者である利害関係人が報道等により甌島館が閉館中であることを知り、被告と話をされたと聞いている。その中で、話が煮詰まってきたため、代理人が協議しながら、裁判所と詰めをされた」旨の答弁があった。